

令和元年皆野町農業委員会第5回定例総会議事録

1. 開催期日 令和元年5月24日（金）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者：1人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	出席
4	黒澤一雄	出席	14	吉岡徳夫	欠席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	出席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見について

2件

8. 事務局 玉谷泰典、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さんこんにちは。やっとならしい雨が降ったかと思えば、非常に暑くなってしまいました。明日、明後日も暑くなるとのことですので、気をつけていただきたいと思います。

なお、先日のジャガイモ栽培体験には皆さん参加いただきありがとうございました。今回の雨で多少は育ってくれるかと思えます。

本日は議題もそれほど多くございませんが、慎重審議いただきまして、スムーズに議事が進めばと思います。よろしく願いいたします。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思いません。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長お願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより令和元年皆野町農業委員会第5回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、14番、吉岡徳夫委員。1名でございます。

次に議事録署名人に、

4番、黒澤一雄委員

5番、小池幹夫委員をご指名いたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

4番、黒澤一雄委員

5番、小池幹夫委員をお願いいたします。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について2件を議題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に

対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

17日に事務局と齊藤委員の3人で現地を確認して参りましたので説明いたします。

番号1について説明いたします。案内図をご覧ください。

〇〇沿いに〇〇〇がありますが、その横に道がございます。その道を下りますと〇〇にあたります。その〇〇を〇〇方面に100m位進んだ先に右に10m程度入る道があります。そこが申請地となります。

現況写真をご覧ください。このように色々な花を植えて利用しておりました。追認ではございますが問題ないと思います。以上です。

浅見会長

農業委員として、地区担当の7番、齊藤三恵子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

7番
齊藤委員
浅見会長

田島委員の説明のとおりです。よろしく願いいたします。

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

番号2について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当
土屋委員

20日に横田委員、事務局と現地を見て参りました。
現地になりますが案内図をご覧ください。〇〇の〇〇〇を渡りまして、
100m位進み、〇〇の信号をまた100m位行った先になります。
〇〇〇がありまして、その直ぐ隣になります。

周囲は既に住宅に囲まれまして、周辺に農地はありません。現況写真
にありますように、住宅と小屋と三棟建っております。申請地には①と②が
かかっております。住宅には居住しておらず、長い間このような状態
ですので仕方が無いと思います。よろしくお願ひします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の1番、横田和子委員も農地の状況確認
に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

1番
横田委員

土屋委員の説明のとおりです。追認書付きの申請ということですが、
仕方が無いと思います。よろしくお願ひします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする
委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに
決定いたしました。
以上で、審議いただく議案はすべて終了いたしました。事務局より
報告事項があるとのことです。
内容について事務局より説明いたします。

事務局

(事務局説明)

浅見会長

報告事項ではございますが、本件について質疑がございませうか。

4番
黒澤委員

受理したのは事務局ですか。

事務局

この案件は処理期間が2週間と決まっています。そのため総会には間に合いません。ですので、会長と相談し、埼玉県にも確認した上で受理しました。

4番
黒澤委員
事務局

申請先はどうなっていますか。

皆野町農業委員会会長宛です。

4番
黒澤委員
浅見会長

わかりました。

他にございますか。

1番
横田委員

この土地は申請人の自所ではなく、借りているわけですね。
その場合にコンクリートで覆うことの同意はいただいていますか。

事務局

添付書類の中に同意書がありまして同意をいただいております。

また、昨年度農地中間管理機構を活用するため農業委員会を通した時に、中間管理機構が間に入ってはおりますが、土地の所有者と申請人との間で〇〇〇を建てるとのことで契約は進んでおりました。ですので、承知していると認識しております。

1番
横田委員

わかりました。

浅見会長

他にございますか。無いようでしたらこれで終わりにいたします。
ありがとうございました。